【論文】

近世における浅草地域の相撲興行

土屋　喜敬

はじめに

文化五年（一八〇八）刊の『俳風柳多留』四四編に、「壹年を廿日てくらすい、男」[1]という句が収録されている。近世後期に江戸の大相撲が年二回、一〇日間行われ、年間二〇日間の興行だったことを表したものだ。力士の人気を語る際に、しばしば引き合いに出されてよく知られた句である。しかし実際の力士たちは、一年を二〇日間の興行だけで暮らしていたわけではなく、江戸以外にも京都や大坂をはじめ、巡業で全国各地に赴き渡世を送っていた。

延享～寛延年間（一七四四～一七五一）以降、大規模な興行が春と冬に江戸で年二回、夏から秋にかけて京都・大坂で一回ずつ催されるようになった。三都で四季ごとに一回、その合間は各地での巡業であった[2]。近年、近世における相撲興行の研究は、おもに江戸近郊の個別事例が蓄積されつつある[3]。しかし江戸に関しては、年二回の大規模な興行はよく知られているものの、それ以外は十分な探求がなされてこなかったと言える[4]。

そこで本稿では限られた年代ではあるが、相撲興行の開催が確認できる浅草地域を取り上げる[5]。まず浅草地域の相撲興行を一覧で紹介した上で特徴を述べ、これまで探求されることが少なかった稽古相撲の様相を中心に探っていきたい。本稿が近世相撲史そして文化史の研究に寄与するところがあれば幸いである。

一　浅草地域の相撲興行

巻末の表一は、管見の限りではあるが、「勧進相撲願控」[6]『祠部職掌類聚』[7]『浅草寺日記』[8]（以下、『日記』）および番付表[9]を中心に、近世に浅草地域で催された相撲興行を一覧にしたものである。

貞享元年（一六八四）以降の記録がある「勧進相撲願控」によると、浅草地域での相撲興行は元禄元年（一六八八）を嚆矢とする。但し、一七世紀中期～後期の様相を描いたと推定される「江戸風俗図屏風」には、浅草寺の観音堂とともに相撲に興じる人々が描かれている[10]。また元禄三年（一六九〇）刊の『増補江戸惣鹿子名所大全』には、町中年中行事として、毎年七月一五日の浅草蔵王権現での祭礼相撲が取り上げられている[11]。これらより浅草地域では、必ずしも興行ではないものの、近世前期から相撲が催されていたことを明言しておきたい。

幕府が新規の勧進全般を認めなかったことから、享保年間（一七一六～一七三六）は江戸での勧進相撲はほとんど行われなかった。再び催されるようになるのは、寛保二年（一七四二）に勧進全般が制度化され、延享元年（一七四四）に老中への伺いを立てずに寺社奉行の専決により開催の判断ができるようになり、四季に一回の開催を許可するという取り決めが評定所でなされてからである[12]。ゆえに興行記録が確認できない享保～寛延年間（一七一六～一七五一）は、浅草地域でも勧進相撲はほぼ行われなかったと考えられる。なお本稿では、延享～寛延年間以降に江戸・京都・大坂で四季ごとに開催された大規模な興行については「四季興行」と称することにする。

表一では興行期間、興行地、興行の名称、興行日数、参加した相撲年寄などを示した。興行期間は典拠によるが、正確にはわからないものも多い。◆は番付表による興行開始日を示す。これらは興行開始予定日であるため、実際の開始日は番付表に記載された日よりも後である。『日記』から興行開始日が判明する㊷（以降、丸数字は巻末表一の番号を示す）の場合、正月二八日からの予定であったが、実際には二月一日から行われている。諸国に赴いていた力士たちが江戸に揃うのが遅れることが多く、近世の相撲興行は、ほとんどの場合、実際の興行開始日は番付表に記載された興行開始日よりも遅かった[13]。◆を付した例のほとんどは実際の開始日が不詳だが、目安として記載した。□は興行開催許可を得た年月、■は興行願書などの提出が確認できる年月である。『日記』という史料の性格から、多くの場合、興行期間が判明しないため、これらについても目安として記載した。

興行地については典拠に従ったが、煩雑さを避けるため、寺社の名称はわかりやすいように統一した。興行の名称の◎は四季興行として催された。興行日数の▲は中止、△は途中で打ち切られたものである。中止や打ち切りの理由がわかる場合は記載した。なお浅草寺では徳川将軍や東叡山門跡の上覧相撲がたびたび行われたが、本稿では興行として催された相撲を取り上げるため、表一には記載しなかった[14]。浅草寺は貞享二年（一六八五）から東叡山上野寛永寺の配下となっている。そして元文五年（一七四〇）以降は東叡山門跡が浅草寺の別当（住職）を兼帯し、実質的な責任者として別当代（副住職）が置かれた。ゆえに東叡山門跡が浅草寺を訪れることがしばしばあったのである。参加した相撲年寄・力士などについては、典拠から判明するものを記載した。

表一の興行地と開催年代をまとめたのが表二である。太い数字は表一◎の四季興行で、合計欄は括弧を付した。浅草地域での相撲興行は、計画のみで中止されたものも含めると、九六回を数える。本稿では貞享元年から正徳五年（一七一五）までを前期、開催が確認できない享保～寛延年間をはさんで宝暦元年（一七五一）から享和三年（一八〇三）までを中期、後述するように浅草寺での興行回数が増加する文化年間（一八〇四～一八一八）以降を後期とし、表二・三に示した。前期は二二回、中期は二一回、後期は四九回が催され、開催されなかったものは四回であった。年平均すると前期は〇．七回、中期は〇．四回、後期は〇．八回、全体では〇．六回程度となる。以上のことから、史料が確認できる一六二年間ではあるものの、浅草地域での相撲興行は、少なくとも二年に一回以上催されたことがわかる。

竹内誠氏が述べているように、浅草地域は大きく分けて次の六つのゾーンで構成されている。すなわち隅田川西岸、幕府の年貢米を貯蔵する米蔵が並ぶ御蔵前ゾーン（A、以下、各ゾーンは括弧内のアルファベットで表記する）、御蔵前の西側を占める武家屋敷ゾーン（B）、御蔵前の北に位置する浅草寺ゾーン（C）、浅草寺の西側、北側に広がる寺町ゾーン（D）、吉原や天保改革で強制移転させられた芝居小屋が集まる猿若町、弾左衛門の屋敷などがあった被差別ゾーン（E）、おもに浅草地域内北東に広がる田圃ゾーン（F）、である[15]。本稿でも竹内氏の区分に従い、表二で各興行地をA～Fに分類し、表三ではゾーン別の興行回数も示した。興行地不詳はGとし、合計には開催されなかった興行も含めた。表三からわかるように、一番多かったのがCで四九回、次に多かったのがAで三一回であった。Cでの興行は全体の約五一．〇パーセント、Aは三二．三パーセントである。全体のおよそ八割がAとCで行われた。参詣の人々でにぎわった浅草寺、御米蔵が並び札差商人が多く住み、江戸経済の中心地である御蔵前で多くの相撲興行が催されていたのだ。またFでも全体の一割程度の興行が催されている。

［表２］興行地・年代別の興行回数

典拠は表一に同じ。太字と合計の括弧内は表一で◎を付した「四季興行」。

| ゾーン | | A御蔵前 | | | | | C浅草寺 | F田圃 | | | | | G不詳 | | | | | | | | | | | | |
|---|
| 興行地 | | 御蔵前八幡宮 | 御蔵前八幡宮別当　大護院 | 第六天神社 | 三島門前 | 小計 | 浅草寺仁王門外脇東側 | 浅草寺仁王門外　西宮稲荷社脇 | 浅草寺仁王門内脇東側 | 浅草寺仁王門内脇西側 | 浅草寺老女弁財天堂下 | 浅草寺五重塔 | 浅草寺神馬所前 | 浅草寺馬場 | 浅草寺奥山（念仏堂） | 三社権現裏 | 浅草寺庚申堂 | 浅草寺中　華蔵院 | 浅草寺中　泉涼院（泉凌院カ） | その他浅草寺境内 | 浅草聖天町　本龍院 | 谷中感応寺門前浅草山川町（砂利場） | 小計 | 浅草田町 | 浅草山谷町　福寿院 | 浅草山谷町　玉姫稲荷 | 浅草　新鳥越明神 | 小計 | （浅草新本町六間町　常行寺）浅草新寺町　大乗寺 | 浅草三谷町　鳥越明神 | 浅草　三谷明神 | 浅草　津がや善六所 | 開催地記載なし | 小計 | 合計 | 1年平均 |
| 貞享 元禄 宝永 正徳 | 前期（1684～1715） | 0 | | | | | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0 |
| | | | 1 | 1 | | 2 | | | | | | | | 1 | | | | 1 | | 1 | | | 3 | | | | 2 | 2 | | | 1 | | | 1 | 8 | 0.5 |
| | | | 2 | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | | | | 0 | 1 | 1 | | | | 2 | 4 | 0.6 |
| | | | 3 | | | 3 | | | | | | | | | | | 1 | | 2 | | | 3 | 6 | | | | | 0 | | | | 1 | | 1 | 10 | 2.0 |
| 享保～寛延年間（1716～1750）　開催記録なし |
| 宝暦 明和 安永 天明 寛政 享和 | 中期（1751～1803） | **4** | | | 1 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | | 0 | 5 | 0.4 |
| | | **1** | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | | 0 | 1 | 0.1 |
| | | | **1** | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | 1 | 1 | 2 | 0.2 |
| | | **3** | | | | 3 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | 1 | | | | | | 0 | 5 | 0.6 |
| | | **6** | **1** | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | | 0 | 7 | 0.6 |
| | | **1** | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | | 0 | 1 | 0.3 |
| 文化 文政 天保 弘化 嘉永 安政 万延 文久 元治 慶応 | 後期（1804～1867） | **1** | | | | 1 | 1 | | 1 | | 1 | **1** | | | 1 | | | | | 1 | 2 | | 8 | | | | | 0 | | | | | 1 | 1 | 10 | 0.7 |
| | | **3** | **1** | | | 4 | | | | | | | 1 | | 2 | | | | | 1 | 1 | | 5 | | 1 | | | 1 | | | | | 1 | 1 | 11 | 0.9 |
| | | | | | | 0 | | 1 | | | | 2 | | | | | | | | | 2 | | 5 | | 1 | 1 | | 2 | | | | | | 0 | 7 | 0.5 |
| | | | | | | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | 1 | | | 1 | | | | | | 0 | 1 | 0.3 |
| | | | | | | 0 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | 0 | | | | | | 0 | 1 | 0.2 |
| | | | | | | 0 | | 8 | | | | | | | 1 | | | | | | | | 9 | | | | | 0 | | | | | | 0 | 9 | 1.5 |
| | | | | | | 0 | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | 0 | | | | | | 0 | 2 | 2.0 |
| | | | | | | 0 | | 1 | | 3 | | | | | 1 | | | | | | | | 5 | | 2 | | | 2 | | | | | | 0 | 7 | 2.3 |
| | | | | | | 0 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | 0 | | | | | | 0 | 1 | 1.0 |
| | | | | | | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | | | | | 0 | | | | | | 0 | 0 | 0.0 |
| 不開催 | | **1** | | | | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | 1 | | | | | | | 3 | | | | | 0 | | | | | | 0 | 4 | － |
| 合計 | | 20（20） | 9（3） | 1 | 1 | 31（23） | 1 | 13 | 1 | 4 | 3 | 4（1） | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 5 | 3 | 49（1） | 1 | 5 | 1 | 2 | 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 7 | 96（24） | 0.6（0.1） |

表二からわかるようにAでは御蔵前八幡宮が二〇回で、別当寺院の大護院を加えると二九回を数え、群を抜いて多い。そして御蔵前八幡宮・大護院での興行は、二四回が前期・中期である。

Bは開催の確認ができなかった。Cでは境内各所で興行が催されており、全体の約七割が後期である。浅草寺は後期の興行中心地であった。更に表二で詳しく見ると、仁王門外の西宮稲荷社脇での開催が一三回を数え、幕末に集中している点が特徴的である。このほか五重塔や仁王門の東側、西側、老女弁財天堂など本堂の南側や、本堂北側の奥山、三社権現の裏でも催されている。華蔵院の所在地は不詳だが、「浅草寺中」とあることから、Cに含めた。同様に浅草寺庚申堂も所在地が確認できないが、Cとした。

各ゾーンの境界は厳密に地域区分できるものではない。本龍院と谷中感応寺門前浅草山川町はCとEの境界であるが、山谷堀の南側であり、計八回の興行は、すべて天保一二年（一八四一）に浅草聖天町に芝居小屋が強制移転させられ、猿若町が誕生する前である。また相撲年寄は、近世中期に相撲見物をめぐって「えた」と争論を繰り返していたが、宝暦八年（一七五八）に、町奉行から「えた」に対し、相撲見物を原則禁止させることが命ぜられている(16)。以上から本稿では本龍院と谷中感応寺門前浅草山川町はCとした。

［表３］ゾーン別の興行回数

ゾーン	前期	中期	後期	不開催	合計	割合
A御蔵前	7	18	5	1	31	32.3%
B武家屋敷	0	0	0	0	0	0.0%
C浅草寺	9	1	36	3	49	51.0%
D寺町	0	0	0	0	0	0.0%
E被差別	0	0	0	0	0	0.0%
F田圃	2	1	6	0	9	9.4%
G不詳	4	1	2	0	7	7.3%
合計	22	21	49	4	96	100.0%
1年平均	0.7	0.4	0.8	−	0.6	−

典拠は表１に同じ。

Dでの開催は確認できなかった。なお⑩の興行は、典拠に大乗寺か常行寺のどちらかで催されたことが記載されている。しかし両寺院とも所在地が確認できないためDの可能性も残るが、Gに分類した。Fでは浅草寺末寺の浅草山谷町・福寿院で五回などであった。新鳥越明神の所在地は不詳だが、新鳥越町と判断してFとした。浅草三谷町・鳥越明神や浅草・三谷明神などは所在地が判断できないため、Gに分類した。

また表一・二に基づき、四季別に開催時期をまとめたのが表四である。表一の□は、願書の提出日であるため、表四では不詳とした。また表一の◆は四季がずれる場合もあり得るが、目安となるため開始予定日の四季に含めた。あわせて表三同様、表四でも四季興行がわかるように括弧を付して表記した。四季別で比較すると、春が二九回と多く、夏・秋が二〇回、冬がやや少なく一一回であった。先に述べたように史料上の制約から、番付表や興行願書に記された興行開始日も含まれるため注意が必要だが、おおよその四季別興行回数がわかる。

近世後期の江戸では、原則、毎年春・冬に四季興行が定期的に催された。中期・後期には浅草地域でも四季興行があった。春は二九回の内一三回、夏は二〇回の内一回、秋は開催なし、冬は一一回の内九回、不開催が一回、全体では九六回の内二四回が四季興行であった。浅草地域では相撲の興行体制が整った中期に、四季興行がたびたび催されていたことがわかる。またゾーン別の四季興行は、Aが二三回、Cが㊷の一回のみであった。

興行日数は、例外もあるが晴天八日間か晴天一〇日間である。江戸での勧進相撲の開催日数は元禄元年（一六八八）に七日間が八日間となり、更に安永七年（一七七八）には一〇日間となった。後述するように浅草地域では後期に稽古相撲がたびたび開催されたが、開催日数は晴天一〇日間が基本であった。

力士数がわかるのは番付表が存在する興行のみだが、その規模を知ることができる。但し、表一の力士数は番付表に記載された力士数のみである。実際の相撲興行には、番付表に名を記されない力士も数多く参加した[17]。そして相撲年寄は勧進元・差添・稽古元・願人などと称して興行に携わった。

浅草地域では、近世初期と享保～寛延年間を除き、史料が確認できる一六二年間は、少なくとも二年に一回程度の相撲興行が催された。そして前期・中期はA、後期はCでの興行が多かったことが明らかとなった。

二　興行の種類

表一には典拠から判明する興行の名称を記載した。前期は史料本文に興行の名称が記載されていない場合が多いが、典拠そのものが「勧進相撲願控」であるため、勧進相撲と判断し＊を付した。興行の名称ごとに分類し、ゾーン・時期別に興行回数をまとめたのが表五である。浅草地域での相撲興行は、史料の記載により勧進相撲・勧進大相撲・稽古相撲（相撲稽古）・花相撲・子供相撲・その他に分類できる。その他は単に「相撲」などと記載されており、種類が判断できないものである。なお表二では興行中止などの理由で不開催としたものも、種類は判明するためそれぞれの回数に含めた。また表一では興行の名称は史料の通り記載したため「角力」と記されている場合も多いが、語義に違いはないため表五では「相撲」として集計した。

寺社の建立や修復などの資金を募るために行われた勧進相撲は、遅くとも一五世紀から行われている。当初は純粋な勧進行為として催されることが多かったと思われるが、近世に入るとその実態は相撲を生業とす

［表４］興行地・四季別の興行回数

典拠は表一に同じ。括弧内は表一で◎を付した「四季興行」。

興行地	春	夏	秋	冬	不詳	不開催	合計
合計	29(13)	20(1)	20	11(9)	12	4(1)	96(24)
不詳	1		1		1		3
浅草　津がや善六所		1					1
浅草　三谷明神	1						1
淺草三谷町　鳥越明神	1						1
（浅草新本町六間町　常行寺）							
浅草新寺町　大乗寺		1					1
淺草　新鳥越明神			2				2
浅草山谷町　玉姫稲荷			1				1
浅草山谷町　福寿院	2	1	1	1			5
浅草田町	1						1
谷中感応寺門前浅草山川町（砂利場）		1	2				3
浅草聖天町　本龍院	1	1	3				5
その他浅草寺境内	1	1			1		3
浅草寺中　泉涼院（泉凌院カ）		1	1				2
浅草寺中　華蔵院	1						1
浅草寺庚申堂	1						1
三社権現裏						1	1
浅草寺奥山（念仏堂）		3	2				5
浅草寺馬場				1			1
浅草寺神馬所前			1				1
浅草寺五重塔	2(1)	1				1	4(1)
浅草寺老女弁財天堂下		1	1			1	3
浅草寺仁王門内脇西側		2			2		4
浅草寺仁王門内脇東側		1					1
浅草寺仁王門外　西宮稲荷社脇	4	1	1		7		13
浅草寺仁王門外脇東側					1		1
三島門前			1				1
第六天神社			1				1
御蔵前八幡宮別当　大護院	3(2)	3	2	1(1)			9(3)
御蔵前八幡宮	10(10)	1(1)		8(8)		1(1)	20(20)

る人々による興行となっていく。すなわち「勧進」は名目で、渡世のための興行となったのだ。そして寛延三年（一七五〇）以降は、『祠部職掌類聚』の興行願書にも「為渡世」と記されている。以後も番付表には勧進相撲と明記され続けるが、実態としては渡世のための興行であった。

浅草地域の相撲興行は、九六回の内、勧進相撲二六回、勧進大相撲二〇回、稽古相撲三九回、花相撲二回、子供相撲二回、その他七回であった。ゾーン別に見るとAの勧進相撲一一回、勧進大相撲一九回、Cの稽古相撲三一回が多い。Fでも稽古相撲七回を数える。

時期に注目すると、前期は二二回全てが勧進相撲、中期は二四回の内、勧進相撲四回と勧進大相撲一四回がその大半を占める。後期は五〇回の内、稽古相撲が三八回と多い点が特徴的である。以上より興行の名称に注目すると、浅草地域での相撲は、前期・中期はAでの勧進相撲・勧進大相撲、後期はCでの稽古相撲が多かったと言える。

ここで勧進相撲と勧進大相撲の違いに触れておきたい。「大相撲」の語は室町時代から用例が見られ、当初は出場者が多く、興行規模が大きい場合に使用された。近世に入ると生業としての相撲興行を意味するようになる。番付表を見ると、江戸では㉖の御蔵前八幡宮での興行で、はじめて「勧進大相撲」と記された。近世中期、興行の規模が拡大し、安定して開催されるようになり「大相撲」の名称が用いられたのだ。そして何より江戸の相撲年寄による興行は、各地で行われた素人による相撲とは内容も人気も異なる特別なものであるため、「大」の文字を自ら冠したのであった[18]。

四季興行の場合、御蔵前八幡宮で催された㊵寛政四年（一七九二）冬の興行以降は、番付表に「大相撲」と記載することを通例とした。浅草地域での相撲も、宝暦年間（一七五一～一七六四）以降、大相撲を称することが多くなる。中期・後期の勧進相撲は「勧進大相撲」と称されることが多かった。

㉓㉚は花相撲である。花相撲とは『東都歳事記』に「花角力と名付て、稽古の為臨時に興行する」[19]とあるように、四季興行と異なり、稽古のために不定期に催されたもので、「花」すなわち祝儀が贈られた。表五では別に記載したが、実態は後述する稽古相撲と同様だったと思われる。㉞㊽は、子供相撲だが、興行として催されたものである。上述以外で「相撲」「角力」と記されたものが七例あるが、種類が判断できないため、その他とした。

以上のように浅草地域の相撲興行は、前期・中期にはAでの勧進相撲・勧進大相撲が多く、後期はCでの稽古相撲が多かった。では勧進相撲と稽古相撲の違いは何か。まず考えられるのは定期的に催された四季興行は、勧進を冠するのを常とした点である。表二・表五で示したように、中期と後期の勧進相撲と勧進大相撲はあわせて二四回だが、いずれも四季興行として催されている。一方の稽古相撲は、四季興行の開催期間以外に、「勧進」を冠さず不定期に催された興行である。先の『東都歳事記』

［表５］ゾーン・種類別の興行回数

ゾーン	興行の種類																								合計
	勧進相撲				勧進大相撲				稽古相撲				花相撲				子供相撲				その他				
	前期	中期	後期	小計	前期	中期	後期	小計	前期	中期	後期	小計	前期	中期	後期	小計	前期	中期	後期	小計	前期	中期	後期	小計	
A御蔵前	7	4		11	－	14	5	19				0				0				0		1		1	31
B武家屋敷				0	－			0				0				0				0				0	0
C浅草寺	9			9	－		1	1			31	31		1		1		1	1	2		1	4	5	49
D寺町				0	－			0				0				0				0				0	0
E被差別				0	－			0				0				0				0				0	0
F田圃	2			2	－			0		1	6	7				0				0				0	9
G不詳	4			4	－			0			1	1		1		1				0			1	1	7
合計	22	4	0	26	－	14	6	20	0	1	38	39	0	2	0	2	0	1	1	2	0	2	5	7	96

典拠は表１に同じ。

にも、花相撲は稽古のために臨時に興行するものであると記されている。

興行の主体となる相撲年寄も勧進相撲と稽古相撲の違いを認識していた。㊷文化一〇年春、浅草寺五重塔前で催された四季興行の開催過程から、相撲年寄の見解が判明する。文化九年（一八一二）一二月に願人・柏戸宗五郎らから浅草寺代官（以下、代官）に宛てられた願書には、「私共為渡世御府内於寺社地勧進相撲興行仕度旨」と記載されている。そして同時に代官へ提出した一札には「御境内五重塔前ニ而当春中御地面拝借仕、稽古相撲興行仕候御場所此度拝借仕、晴天十日之間相撲興行仕度段奉願上候処、風烈之節旁右御場所は不相成旨被仰渡候」とあり、㊶の稽古相撲は、風が激しい時期であったため開催許可が得られなかったことが記されている[20]。すなわち相撲年寄は、㊶は稽古相撲、㊷は勧進相撲と区別して考えていたのだ。後期における浅草地域の場合、相撲年寄のなかでは四季興行は勧進相撲、そのほかの興行は稽古相撲と称して明確な使い分けがあった。但し、この使い分けは本稿の事例に限るものであり、全国各地で催された小規模な興行の場合でも、勧進相撲と称する場合が少なくないことを付記しておく。

浅草地域では中期・後期に四季興行がたびたび催されたが、御蔵前八幡宮では㊸の文政八年（一八二五）春が最後で、以後は管見の限りではあるものの、稽古相撲なども催されていない。また浅草寺では㊷が、近世を通じて唯一の四季興行であった。江戸の四季興行は、天明年間（一七八一～一七八九）以降、本所・回向院での興行回数が多くなる。そして最終的には天保四年（一八三三）以降、回向院に固定される。浅草地域で四季興行が行われなくなった点については後考を俟ちたいが、回向院に固定されていく文化年間には、春・夏の興行は浅草寺・茅場町薬師など各地の寺社、冬の興行は回向院で催されている[21]。一定の原則のもと興行地を転々としながら、最終的には回向院に定着したと考えられ、その過程で浅草地域での四季興行は催されなくなったようだ。しかしこれまで述べてきたように、浅草地域では、浅草寺を中心に稽古相撲は幕末に向けて盛んに催されるようになっていく。

三　前期・中期の興行

前期は典拠から得られる情報が限られる。「勧進相撲願控」には、興行の主体となる勧進元と差添、興行地、開催期間が記されている場合が多いが、浅草地域での興行に限っては、幕府に提出した願書そのものは見られない。元禄年間（一六八八～一七〇四）については、寺社奉行による開催許可年月日、興行期間、勧進元・差添および興行地が簡潔に記されている場合がほとんどで、許可を得た翌月あるいは翌々月に相撲が催されている。

興行中に問題が発生することもあった。①では勧進元・十七勘兵衛が名代を「浅草たとん権兵衛」という者に二〇両で売ったところ、興行中に側用人・牧野備後守成貞の家臣と客の出入りについて口論が起こった。相撲年寄仲間は、十七勘兵衛を仲間から除外し、以後、名代の売買を法度とした。名代は興行権の所有者のことで、①の興行では十七勘兵衛が権利を譲渡していたのである。口論が起こったこともあり、以後は相撲年寄が直接興行を取り仕切るように改められた。慶安元年（一六四八）に禁止された勧進相撲は貞享元年（一六八四）から再開したが、相撲年寄は喧嘩や口論が起こらないように注意を払いながら興行を催した。

宝永～正徳年間（一七〇四～一七一六）も、元禄年間と同様で開催許可年月日、興行期間などがわかる。既に指摘されている通り、宝永五年（一七〇八）からは勧進相撲の開催には寺社奉行・町奉行両方の許可が

必要であった。[22] 寺社奉行の専決で後に老中へ届けるという形式になったのは延享元年（一七四四）のことである。[23]

⑨では、まず相撲年寄が寺社奉行・本多弾正少弼忠晴に願い出、宝永四年（一七〇七）正月一七日に内寄合で許され、同二月一八日に寺社奉行・三宅備前守康雄が許可し、二八日から興行が開始されている。また⑮では、『祠部職掌類聚』に町奉行・丹羽遠江守長守に願い出たと記されている。この興行も内寄合を経て寺社奉行・本多忠晴が許可した。⑯⑰⑱㉒も、相撲年寄は寺社奉行・町奉行に開催を願っている。そして宝永～正徳年間の興行も、元禄年間と同様で、許可を得た翌月あるいは翌々月に相撲が催された。

なお㉒の興行は正徳五年（一七一五）だが、殊のほか多くの人が集まったため口論などが起こり、老中から開催中止を命じられ、六日間で打ち切りとなった。以後、しばらく勧進相撲は差し止めとなり、再び許可されたのは享保二年（一七一七）のことであった。[24] 前述の①や㉒のように、興行中に問題が起こることも時折あった。

次に中期だが、典拠の多くが番付表のみであるため、その様相は詳らかでないが、幸いにも㉓宝暦三年（一七五三）と㉝天明四年（一七八四）の興行については『日記』に願書が見られる。これらの内容を検討していきたい。まず㉓は、浅草寺弁天山下土塀通りで計画されたが、実際には催されなかった花相撲である。[25]

［史料一］

乍恐書附を以奉願候

一弁天山下土塀通り有合御地面御拝借仕、来十五日ゟ晴天八日之間花相撲興行仕度奉存候之間、何卒御慈悲を以右御地面御借地被為仰付被下候様ニ奉願上候、尤櫓上ケ桟鋪相掛ケ興行仕度奉存候、勿論此段寺社御奉行様江奉願上候得者、願之通被為仰付、何方ニ而も興行仕候様ニ是又為被仰付候、火之元大切ニ仕、其上喧咄口論如何様之儀出来仕候共、私共方へ引取埒明ケ可申候、右願之通り被為仰付被下置候ハヽ、難有奉存候、以上

宝暦三年酉七月

勧進元願人　出来山岸右衛門　印
浅草三間町利兵衛店
御地面願人　太右衛門　印
右同所同店
地請人　五右衛門　印

浅草寺
御役僧衆中様

相撲年寄・出来山岸右衛門が「勧進元願人」となり、浅草三間町利兵衛店の地面願人・太右衛門、地請人・五右衛門とともに浅草寺の役僧に宛てた興行願書である。史料一の後には、名主・組頭の奥印が続く。興行地として弁天山下土塀通りの地を拝借し、櫓を上げ、桟敷を設けての興行を願い出、火の元に気を付け、喧嘩口論が起きた場合は責任を取ると述べたものだ。詳しくはわからないが、この興行は東叡山門跡・公啓法親王の「入御蒙忌」のため、別当代から「大行之事」は控えるように申し渡され、開催されなかったようだ。[26] しかし願書からは相撲場の設えがわかる。まず指摘できるのは、櫓を上げての興行を計画していたことだ。相撲にかかわらず歌舞伎興行でも、櫓を上げることは、幕府から興行を許可されたことを示す大変重要な意味があった。大芝居の場合、櫓が許されなければ興行を打つことができず、その権威は絶対で神聖視さえされていた。[27] 櫓の権威は相撲でも同様であった。㉓は花相撲としての開

催を願い出ているが、四季興行同様の規模を想定していたと思われる。

史料二は、㉝の願書だが[28]、史料一と比較しながら検討する。

［史料二］

乍恐以書付奉願上候

御持畑地之内ニ而此度玉垣額之助与申者、日数十日之内稽古角力興行仕度旨相願申候ニ付貸遣申度段、御地面預リ人半右衛門并地守喜八相願申候間、様子相尋候処、右御地面之内御囲仕度、尤稽古角力之儀御座候間櫓者上不申候得共、木戸ニ而札銭取申度、右願之通被仰付被下置候ハヽ、為冥加金千疋上納可仕、勿論隣町ゟ同町新吉原町江茂掛合仕候処右角力［虫損］一切無御座段申し候間、何卒右両人願之通被仰付被下置候ハヽ、難有奉存候、以上

天明四年辰二月

田町

名主　五左衛門　印

御代官所

相撲年寄・玉垣額之助による晴天一〇日間の稽古相撲で、浅草田町の名主・五左衛門が代官に、興行地として持畑を貸し遣わすことを願ったものである。興行地の預り人・半右衛門らに尋ねたところ、稽古相撲であるので櫓は上げないが、囲と木戸を設けて札銭を取り、冥加金一〇〇〇疋を納めることが記されている。史料一で内容を検討した㉓よりも明らかに小規模な興行である。『日記』には記載がないが、寺社奉行へも興行開催を届け、許可を得ているものと思われる。冥加金については五章で検討する。

史料一と史料二を比較すると、差出人、宛所とも変化が見られる。史料一は相撲年寄・地面拝借人・地請人が、別当代ら浅草寺の役僧に宛て、別途寺社奉行にも願い出ることが記載されている。対して史料二は、相撲年寄および御地面預り人と地守の願い出を受けた田町の名主が代官に宛てている。

相撲興行を催す条件は、安永二年（一七七三）の全国触[29]で明確に規定された。全国触の内容は㋐～㋓の四点である。㋐興行の際には領主・地頭に願い出ること。㋑木戸を建てて、札銭を取ることができるのは相撲渡世のものに限る。㋒神事で素人が相撲を行う場合、囲は許可するが、木戸を建てることや、札銭を取ることは禁ずる。㋓興行する場合は、相撲渡世のものと対談の上催す場合は格別とする。すなわち、相撲興行の開催権は、相撲年寄や力士などの相撲を渡世とするものに限定されたのだ。相撲年寄らは、幕府により興行権を保障されたと言える。

安永二年の全国触により、興行の際には領主・地頭に開催を願い出ることが定められたため、史料一では浅草寺の役僧に宛てられていた願書が史料二では代官となっている。また㉝では㋓にあるように、浅草田町の名主・五左衛門や興行地の預り人と地守が相撲年寄・玉垣額之助と対談の上、興行を願ったものである。全国触の影響もあり、後述するように特に浅草寺境内での興行は、寺社奉行のほか、代官に届けて催す形が定着していく。

四　後期の稽古相撲

本章では四季興行として浅草寺五重塔前で催された㊷、稽古相撲が一三回催された浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇、同じく五回の浅草聖天町・本龍院と浅草山谷町・福寿院での興行を中心に検討する。稽古相撲については、子供相撲に変更されたもの、あるいは途中で打ち切りとなっ

たものを例として紹介するが、通常に開催された場合よりも史料から得られる情報が多いため取り上げた。

㊷については既に紹介しているため[30]、概要を示すと次の通りである。文化九年一二月、願人・柏戸宗五郎らが代官に差し出した願書には、文化一〇年春の興行は、寺社奉行松平和泉守乗寛から晴天一〇日開催の許可を得ているので、興行地として浅草寺境内の地所を拝借したいと記されている。文化一〇年正月一七日に寺社奉行から開催が許可された。寺社奉行に開催許可を得た相撲年寄が代官に興行地の拝借を願い出、次に代官が寺社奉行に興行地に関して許可を得る、という過程で興行開催の手続きがすすめられた。

興行は一月二五日頃開始される予定であったが、実際には二月一日から三月一八日の間に一〇日間催された。この間、二月一〇日には東叡山門跡・舜仁法親王の浅草寺御成があり、上覧相撲が催された。また一五日夜に下谷の久留里藩江戸上屋敷から出火し、上野広小路周辺にも火の手がおよんだ。これらにより㊷は、開始から終了までに一カ月以上、願書が差し出された文化九年一二月から数えると、準備期間を含め約四カ月を要した。火災などの不測の事態があったものの、四季興行の開催には、多くの日数が費やされたのだ。

次に浅草寺境内でも一三回と一番多かった仁王門外西宮稲荷社脇での稽古相撲を紹介するが、㊽万延元年（一八六〇）の例を示すと史料三の通りである[31]。

［史料三］

乍恐以書付奉願上候

一相撲年寄音羽山峯右衛門、谷川円太夫申上候、私共仲間一同為稽古御境内仁王門外西之宮稲荷社脇ニ而、東西江八間南北江拾間之御地所拝借仕、晴天十日之間角力興行仕度奉存候、尤御冥加之儀者金弐両御上納可仕候間、何卒以御慈悲右願之通被仰付被下置候様奉願上候、尤御境内御定法之儀者堅相守、別而火之元大切ニ仕、諸事名主組頭差図を受取計可仕、依之別紙絵図面相済（添カ）奉差上候間、宜敷御聞済之程偏ニ奉願上候、以上

万延元申年六月

相撲年寄
願人　音羽山峯右衛門　印
差添　谷川　円太夫　印

（中略）

御代官所

史料三は別当代・恵命院が、代官持参の願書を記録したものである。相撲年寄の音羽山峰右衛門・谷川円太夫が差出人となり代官に宛てられている。中略部分には名主・組頭の奥印がある。浅草寺境内西宮稲荷社脇の地所を拝借して催す晴天一〇日間の興行を願ったもので、冥加金は二両であった。相撲場の広さについては五章で検討する[32]。次の史料四は、史料三に続く別当代・恵命院からの伺いである。

［史料四］

奉伺口上覚

一相撲年寄音羽山峯右衛門外壱人ゟ境内西之宮稲荷社脇江地所拝借仕、晴天十日之間稽古角力興行仕度趣、尤為冥加金弐両上納仕度旨別紙之通願出候間、取調候処相違無御座候間、右願之通之通御聞済ニ相成候様仕度奉存候、依之願書絵図面相済（添カ）、此段奉伺候、以上

七月

恵　命　院
川北兵庫

宛所は記されていないが、別当代から寺社奉行への伺いである。『日記』には附札の記載もあり、開催が許可された。㊽は、まず相撲年寄から代官に願い出、代官から別当代に伝えられ、更に別当代が寺社奉行に願書（伺い）を提出する手順ですすめられた。冥加金の記載有無など多少内容に違いがあるが、西宮稲荷社脇での興行願書は、概ね史料三・四の通りであった。

しかし表一に記したように、㊽の興行は最終的には角力取の悴による稽古に変更された。万延元年八月二九日に、名主・喜一郎らが代官に宛て「当夏中角力仲間共無拠在方江出稼罷出、いまだ集り兼候ニ付、右興行甚延引ニ相成、何共恐入奉存候間、角力取仲間相集り候とも、右御場所江角力取之悴共稽古為致度奉存候」(33)と願い出ている。相撲年寄から名主らに、力士たちが在方へ出稼ぎに赴き、いつ江戸に集まるか定かでないため、たとえ戻った場合でも、角力取の悴、すなわち子供による稽古として催したいと願い出があったのだ。

九月二日、変更が許可されたが、『日記』には「当六月中相撲年寄共ゟ定式之場所江先例之通地所拝借仕」(34)とあり、西宮稲荷社脇の稽古相撲は、「定式之場所」で先例の通り行うことが通例となっていたことがわかる。幕末において浅草寺の西宮稲荷社脇は、稽古相撲興行地として定着していたのだ。

次に浅草寺衆徒で浅草聖天町・本龍院での稽古相撲を見ていきたい。本龍院では五回催されているが、㉑天保六年（一八三五）の事例を紹介する。史料五は浅草寺役者（以下、役者）・梅園院の記録である。(35)

［史料五］

乍恐書付を以奉申上候

一此度相撲年寄門弟相撲（撲）稽古為致度ニ付、拙寺境内之内明地所江少々之建囲仕、日数十日之間稽古相撲為致度旨頼来候ニ付、相対を以貸遣申候、此段御聞済被成下候様、御届奉申上候

天保六未年五月廿八日

浅草寺衆徒
本龍院煩ニ付代
性　善　房

寺社奉行所

前書之通寺社奉行所江奉願上度奉存候間、何卒御添簡被成下候様奉願上候、以上

本　龍　院　印

梅　園　院

右ニ付添簡即刻受差出候事

一右願書御掛り堀田備中守殿江差出、寺社役倉次左右衛門、小検使中村半平御聞届ニ相成候ニ付、御月番井上河内守江口上を以御届、同家寺社役神戸平太夫聞届之趣ニ付即刻引取、夫ゟ役者梅園院江相届申候、添簡例之通

角力年寄
雷　権太夫
出来山岸右衛門
三河屋次右衛門

右ニ付、願人寺社奉行所右名前之者共罷出双方願ニ相成申候事

六月　月番　梅　園　院

天保六年五月、晴天一〇日間の稽古相撲を、本龍院が煩いのため法類・

竜眼寺の性善坊が、浅草寺の添簡で寺社奉行に願い出ている。願書は寺社奉行・堀田備中守正篤（後の老中・堀田正睦）に差し出され、寺社役と小検使が聞き届け、月番の寺社奉行・井上河内守正春に口上で届けられている。性善房および角力年寄雷権太夫・出来山岸右衛門・三河屋次右衛門が寺社奉行所に赴いて願い出、許可を得た。「少々之建囲」とあり、小規模な囲いを設けての興行であったことがわかる。

しかし㉑は、本龍院境内に隣接する浅草今戸町との間で興行地をめぐって争論があり、六月一八日に願い下げとなった。病人が多いための願い下げだが、実際の理由は浅草今戸町との争論であろう。この争論は八月一七日に内済となり、そのままになっていた筵や小屋も八月一八日によううやく取り払われた[36]。『日記』からは詳細を知ることができないが、興行地をめぐって争論が起こることもあった。また内済となる八月まで筵や小屋がそのままであり、状況によっては稽古相撲を再開する余地もあったようだ。本龍院での稽古相撲は『日記』から五回確認できるが、この後も、㉓天保九年（一八三八）にも催されており、浅草今戸町との争論は内済で決着した模様である。

次に五回催された浅草寺末寺の浅草山谷町・福寿院の事例を紹介する。なお『日記』には福聚院と記されている場合もあるが、史料引用部分以外は福寿院と記した。史料六は㉟文久三年（一八六三）の稽古相撲で、『日記』別当代の記録である[37]。

［史料六］

乍恐以書付奉願上候

一浅草山谷町福聚院於境内相撲年寄楯山藤蔵門弟共、晴天十日之間稽古相撲為致度段願出候間、右地所相対を以貸遣し度少々筵張囲等仕度候、何卒御聞済被下候様奉願上候、以上

文久三癸亥年十一月

浅草寺末

福聚院無住ニ付

不　動　院

相撲年寄・楯山藤蔵が門弟による晴天一〇日間の稽古相撲を願い出たため、福寿院の地所を貸したいと願ったものである。福寿院は無住であり、同院の組合・不動院が出願した。史料六の後には、不動院が添簡を役者の喜足院・日音院に願った件、別当代・恵命院が、寺社奉行所に宛てて、稽古相撲について不動院が赴くので詳しくは様子を聞いてほしいと記した添簡が記されている。そして一一月一三日に寺社奉行・水野出羽守忠誠のもとに不動院が赴き、一八日に許可された。

しかし㉟の稽古相撲は、途中で打ち切りとなった。すなわち『日記』別当代の記録同年一二月一日には「回向院ニおゐて冬相撲相始候ニ付稽古相撲昨日迄取切申候[38]」とあり、昨日迄で終了することを不動院が寺社奉行・水野忠誠に申し上げ、同じく月番寺社奉行・松平摂津守忠恕と屋敷改・西尾勘一郎へ届けたと記されている。稽古相撲は晴天一〇日間を予定していたが、回向院での四季興行開始に伴い、途中で打ち切りとなった。当然ではあるが、稽古相撲よりも回向院での四季興行が優先されたのだ。

以上、浅草地域における三例の稽古相撲の願書を中心に検討した。浅草寺境内の場合、代官が興行を管轄していたことがわかる。浅草寺衆徒・本龍院や末寺・福寿院の場合は、寺社奉行への願い出に際し、浅草寺が添簡を認めている。相撲興行に際しては、領主・地頭に願い出て許可を得ることが安永二年に規定された。浅草寺での興行の場合も、相撲年寄は寺社奉行に興行を願い出、更に興行地の借用を代官に願い、最終的に寺社奉行の許可を得て催されたのであった。

なお文久三年、力士は「非常御手当人歩」として町奉行所から在方での稼業を差し止められていた。前年に勃発した生麦事件の賠償問題が解決していなかったため、イギリスと一戦になるとの噂が広がり、江戸市中は人々が船や人足を使って近在へ荷物を運ぶなど大混乱に陥っていたため、力士へは「非常御手当人歩」として江戸に滞在することが命じられていたのだ。文久三年の状況については既に紹介しているので繰り返さないが、在方での興行を差し止められた力士たちは、表一で示したように浅草寺境内などで五回も稽古相撲を催している[39]。文久三年は特殊な例ではあるものの、何度も稽古相撲を催している事実は、浅草地域が興行地として好都合で、集客が見込めたことを物語っている。

五　稽古相撲の諸相

続いて稽古相撲の諸相を探り、その実態に迫っていきたい。

まず開催時に必要だった冥加金についてであるが、㉝天明四年の浅草田町では、一、〇〇〇正の記述が見られる[40]。浅草田町は浅草寺領であったため、浅草寺に金一、〇〇〇正が上納された模様である。一〇〇正を一分で換算すると、二両二分となる。㉞の子供相撲でも一カ月に三貫文を上納すると記されている[41]。三貫文を金三分程と仮定すると、子供相撲のため通常の稽古相撲よりも上納金が少なかった。㊽同様、子供相撲ではあるものの、興行として稽古を開催しているのだ。子供相撲の実態は明らかではないので、今後の課題としたい。

㊿文化八年（一八一一）浅草寺老女弁財天堂下明地での興行に際しては、地代金は、ほかの振合は一〇日間で三両～五両だが、当山は「暫中絶仕候ニ付繁昌之程無覚束[42]」という理由で金五〇〇正とすることとなった。五〇〇正は一両一分である。地代金は冥加金と同義と思われ、各種の興行が一〇日間の場合、三両から五両が相場だったようだが、㊿の場合、一両一分となった。「暫中絶」とは、稽古相撲がしばらく行われず、久々の開催であるという意味であろう。『日記』には、境内諸商人の救いになるため興行を催したいと記されている。稽古相撲は、境内の繁昌をもたらすものでもあった。

これらの例のように稽古相撲開催には冥加金が必要であったが、万延元年から元治元年（一八六四）の浅草寺境内の事例では一〇日間で二両となっている。浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇で催された㊼㊽㊾、仁王門内脇西側の㊿(92)(94)(96)はいずれも冥加金二両で催された[43]。いつ頃から冥加金二両が定着したかは定かでないが、(74)天保一二年（一八四一）、浅草寺五重塔前での興行は閏正月に催されていたが、二月一日に武蔵川大次郎らが、関取三人が風邪で引き篭もり、雨天も続いたため閏正月三〇日で仕舞いにしたいと願い出、七日間興行で終了したため、冥加金は一両一分となった[44]。興行日数が減少したことにより、冥加金も減額されたのだ。七日間で一両一分なので、一〇日間の場合は二両程だったと思われる。浅草寺境内の場合、冥加金二両は遅くとも天保年間（一八三〇～一八四四）には定着していたようだ。また(74)の事例からは、冥加金は興行終了後に上納する仕組みになっていたことがわかる。

このように相撲興行に際しては、相撲年寄らは冥加金を納めていたが、明治九年（一八七六）、上納制度が廃止され、相撲を営業する者は鑑札を受け、税を納めることが東京府から申し渡された。冥加金についてはその起源などを含めて定かでないが、明治一一年（一八七八）以降に成立した斎藤月岑の『百戯述略』には、相撲は興行の日数に限り、木戸銭の上り高の一〇〇分の二を納めるとある[45]。浅草寺境内の場合、二両を木戸銭上り高の一〇〇分の二と仮定すると、木戸銭上り高は一〇〇両とな

る。実際に浅草寺境内の稽古相撲で一〇〇両もの木戸銭があったかどうかは不明だが、少なくとも冥加金二両を上納してもある程度の収益が見込めたのだ。定期的に稽古相撲が催された浅草寺境内は、渡世存続のためにも適した興行地だったのである。

木戸銭は四季興行よりは安価だったことが想像できるが、『日記』からは判明しなかった。なお木戸銭ではないものの、文久三年一一月に武蔵国多摩郡諸岡村で晴天三日間催された興行は、音羽山峰右衛門らから興行主である諸岡村の孫八という者に九〇両で売られている。[46] この興行は九〇両以上の収益が見込まれたものと思われる。諸岡村での事例から判断すると、浅草寺での稽古相撲も一〇〇両の収益があっても不思議ではないが、木戸銭や収益については今後の課題としたい。

次に稽古相撲における相撲場の広さや設えを明らかにする。㉝天明四年の例では、稽古相撲のため櫓は上げないが、囲・木戸を設けて札銭を取っている。[47] 稽古相撲の設えは、桟敷を組まず、筵の囲いと木戸が基本であった。櫓を上げることができるのは、四季興行の場合のみだったと思われる。

後期の興行については相撲場の広さを知ることができるので、表六で事例を示した。番号は表一に対応するが、複数回興行が催された興行地については一例のみ示した。㊷の場合、相撲小屋の規模は間口一八間・奥行一七間（一、〇一〇平方メートル）で、二間四方（一三平方メートル）の太鼓櫓一箇所、札場一箇所が設けられている。四季興行の場合、相撲場の設えも大規模である。

㊸浅草寺仁王門外脇東側（二尊前）では七間四方（一六一平方メートル）、仁王門内脇東側でも㊺は九間四方（二六九平方メートル）であった。㊼浅草寺念仏堂下千本桜通りも㊺と同じである。一三回と興行回数が随一の仁王門外西宮稲荷社脇では、㊺弘化元年（一八四四）に東西八間、南北一〇間（二六四平方メートル）で催されており、その後の興行も同規模の広さである。興行地が変更されて五重塔前で催された㊷の場合も、当初は神馬所前において東西八間、南北一〇間の場所で行われる予定であった。

浅草寺衆徒・本龍院での稽古相撲については相撲場の広さに関する記載がないが、㊶天保六年（一八三五）の例では役者の記録に、筵を張って小屋掛けをしたと記されており、[48] ほかの稽古相撲と同規模の相撲場で催されたものと思われる。浅草寺末寺・福寿院の場合、㊻弘化三年（一八四六）の例に絵図が見られ、境内に東西・南北一四間（六五〇平方メートル）の相撲場が設けられた。福寿院では五回催されているが、ほかの場合も概ね同規模であろう。稽古相撲は境内の敷地により広さに違いがあるが、㊷四季興行と比較すると小規模な設えだった。㊺㊼㊷㊺のように、稽古相撲の相撲場は、概ね四季興行の四分の一程度の規模の相撲場が設けられた場合が多い。

観客数についても『日記』には記述が見られない。推測が許されるのならば、例えば相撲場が二六四平方メートル程であった㊺の場合、土俵周囲を三〇平方メートル程度と仮定すると、観客席は

［表６］相撲場の広さ

	興行地	年代	興行の名称	広さ
㊷	浅草寺五重塔前	文化10年（1813）	勧進大相撲	間口18間　奥行17間　32.7m×30.9m＝1,010㎡
㊸	浅草寺仁王門外脇東側（二尊前）	文化10年（1813）	稽古相撲	7間四方　12.7m×12.7m＝161㎡
㊺	浅草寺仁王門内脇東側	文化13年（1816）	稽古相撲	9間四方　16.4m×16.4m＝269㎡
㊼	浅草寺念仏堂下千本桜通り	文化14年（1817）	相撲稽古	9間四方　16.4m×16.4m＝269㎡
㊷	浅草寺神馬所前	天保９年（1838）	稽古角力	東西8間　南北10間　14.5m×18.2m＝264㎡
㊺	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇	弘化元年（1844）	角力	東西8間　南北10間　14.5m×18.2m＝264㎡
㊻	浅草山谷町　福寿院（浅草寺末寺）	弘化３年（1846）	稽古相撲	東西・南北14間　25.5m×25.5m＝650㎡

典拠は表１に同じ。番号も表１に対応する。

二三〇平方メートル程となる。一平方メートルあたりの観客を二人とすると、四六〇人程が見物できる計算になる。

天保三年（一八三二）五月の神田明神における花相撲の場合、相撲場の広さは不詳ではあるものの一、二〇〇～一、三〇〇人が見物して大入りであったという風聞を滝沢馬琴が記している。[49] 神田明神では四季興行が催されたこともあるため、相撲場は、浅草地域での稽古相撲よりも広かったと思われる。また明治時代後期に回向院で見物した経験のある旧姫路藩酒井家当主の酒井忠正や新聞記者の加藤進は、相撲小屋の収容人員は三、〇〇〇～四、〇〇〇人と語っている。[50] 近世の回向院での興行も小屋の規模、設えは明治期と大差ないと思われるため、観客の数も同程度であろう。観客の数は事例が乏しく、推測ではあるものの、神田明神や回向院の例を考慮すると、㉕の場合は四六〇人程度としても大過はないのではなかろうか。

なお相撲場には土俵を築くための土が必要だが、『日記』別当代の記録には、享和二年（一八〇二）九月に徳川家慶が浅草寺で子供相撲を上覧した際、境内の近くで土俵用の土を取る旨が見られる。[51] 徳川家慶の上覧相撲であるため、土を取る場所が確認されたのだ。土俵用には粘土質の荒木田土が適しており、寛政三年（一七九一）の将軍・徳川家斉の上覧相撲でも使用されている。[52]『日記』には荒木田土とは明記されていないが、浅草寺での稽古相撲の場合も、家慶の上覧相撲と同様に境内付近の土を運んで土俵を築いたと思われる。

管見の限りだが、浅草地域における稽古相撲の番付表は確認できていない。しかし『日記』には稽古相撲に参加した力士数を知りうる記述がある。㊹文政一一年（一八二八）七月に浅草寺神馬所前で稽古相撲が催された。興行期間中の七月二二日には、東叡山門跡・公猷法親王の法嗣・菊宮（公紹法親王）が浅草寺を訪れ、牡丹の間御庭で相撲や軍談師・東辺北という人物の講釈を見物している。『日記』御納戸の記録には、力士五〇人余・行司木村庄之助ほか五人・年寄七人・人足八人・呼出二人・髪結二人の計七〇人余が参加したとある。この相撲は代官が取り扱い、力士へ金一、〇〇〇疋・年寄へ金一〇〇疋・惣人数支度料として金五〇〇疋が与えられた。[53] はっきりとはわからないが、菊宮が見物した相撲は、ちょうど行われていた神馬所前の稽古相撲に参加していた力士たちが披露したと思われる。表一に記載したように㊷の例では、番付表に二一四人の力士が名を連ねている。小規模な催しであった稽古相撲の場合、四季興行より小規模な人数で相撲が催された。

以上、稽古相撲の諸相を概観した。浅草寺境内で催された稽古相撲は、遅くとも天保年間以降は冥加金二両を上納して催された。そして境内での稽古相撲の相撲場は一六〇～二六〇平方メートル程度の広さで、筵の囲いと木戸が設けられた。木戸銭などは明らかにできなかったが、一定の集客が見込まれたからこそ、たびたび興行が催されたのである。

稽古相撲にも繁昌・不繁昌があった。㊺は浅草寺仁王門内脇東側で文化一三年（一八一六）に催されたが、同月八月四日、晴天一〇日間の興行が殊のほか繁昌したため、更に一〇日間日延べして興行を続けたいと願いがあったことを、代官が別当代に伝えている。[54] 日延べの例は『日記』では珍しいが、㊺は二〇日間催されたようで、稽古相撲でも想定を超える集客があったことを示す事例である。

また安政年間（一八五四～一八六〇）には毎年のように浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇で稽古相撲が催されているが、相撲年寄・谷川円太夫は稽古元や願人として興行に携わっている。[55] 谷川は安政五年（一八五八）には浅草南馬道に居を構えており、浅草寺境内は稽古相撲の興行地として都合がよかったのだ。近世後期になると相撲年寄は特定の地域との結びつきを強め、興行の開催や新しい門弟の発掘に繋げていた。谷川も浅

草地域との関係が密であったと言えよう。

おわりに

本稿では浅草地域の相撲興行について探求した。浅草地域では、史料が確認できる一六二年間ではあるものの、相撲興行が少なくとも二年に一回以上催されていたことがわかった。表一以外にも催されていると考えられるので、浅草地域での相撲興行頻度は二年に一回以上であったと言える。中期には御蔵前八幡宮が四季興行の拠点のひとつであった。天明年間以降は本所回向院が四季興行の中心地になるが、特に文化年間以降、浅草地域でも稽古相撲が盛んに催された。浅草地域も江戸における相撲興行の中心地のひとつであったと言える。近世後期の相撲興行は江戸を代表する盛り場であった両国、そして浅草を拠点に催されたのであった。

本稿を通じで、回向院だけではない江戸の相撲興行の一端を明らかにすることができた。江戸相撲の構成員は、多い場合は七〇〇人を超えたが[56]、これだけの大集団を支えるためには、四季興行のみならず稽古相撲の開催は必要不可欠であった。後期の例では、相撲年寄も四季興行と稽古相撲を区別して認識していた。渡世存続のためにも稽古相撲は重要であったのだ。

浅草寺境内の場合、相撲年寄らは寺社奉行に開催の許可を得た上で、興行地の借用を代官に願って催された。代官が興行を統括していたことがわかる。また浅草寺衆徒・本龍院や末寺・福寿院の場合も、寺社奉行への願い出に際し、浅草寺が添簡を認めた。本稿では浅草地域での事例を紹介したが、相撲興行開催の手続きについては、ほかの事例もあわせて今後も検討したい。

江戸市中では浅草以外の地域でも稽古相撲が盛んに行われていたことが容易に想像できる。歌舞伎興行の場合、幕府から櫓を許された三座の大芝居だけでなく、寺社の境内などで催された宮地芝居などの小芝居の興行も大変盛んであった。単純計算すると江戸には大芝居の一〇倍以上の小屋があったという[57]。幕末維新期の小芝居については、近年、佐藤かつら氏の詳細な研究があり、実態が明らかにされている[58]。やや雑駁ではあるが、四季興行は歌舞伎の大芝居、稽古相撲は小芝居に比することができるのではないか。本稿では言及できなかったが、浅草地域以外でも催された稽古相撲の様相を明らかにすることで、相撲興行、そして近世の文化をより豊かに描くことができると考える。

註

（1）岡田甫校訂『誹風柳多留全集四』（三省堂、一九七七年）四六頁。

（2）高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』（東京大学出版会、一九八九年）一〇〜一一頁。

（3）近年の相撲興行にまつわるおもな研究は、註（2）のほか、下記の通りである。①高埜利彦「相撲年寄　―興行と身分―」（塚田孝編『シリーズ近世の身分的周縁三　職人・親方・仲間』吉川弘文館、二〇〇〇年所収）、②同『日本の伝統文化シリーズ四　相撲』（山川出版社、二〇二二年）、③竹内誠「近世前期における江戸の勧進相撲」（『東京学芸大学紀要第三部門社会科学』第四〇集、一九八八年）、④拙稿「近世後期の相撲興行と両国地域」（東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編『東京都江戸東京博物館調査報告書第二四集　両国地域の歴史と文化』東京都・東京都歴史文化財団・東京都江戸東京博物館、二〇一一年所収）、⑤同「近世後期江戸周辺

地域における相撲興行　―武蔵国多摩郡を中心に―」（関東近世史研究会編『関東近世史研究論集二　宗教・芸能・医療』岩田書院、二〇一二年所収）、⑥澤村怜薫「忍城下行田町における江戸相撲興行の展開　―文政改革以降の忍藩領支配と関連して―」（『行田市郷土博物館研究報告』第八集、二〇一六年）、⑦細野芙美「近世村落における勧進相撲興行」（『駒沢史学』第九〇号、二〇一八年）、⑧齊藤みのり「近世後期蕨宿における芸能文化と相撲社会」（『蕨市立歴史民俗資料館研究紀要』第一五号、二〇一八年）、⑨同「近世後期甲府における江戸相撲集団の興行形態」（『国学院大学大学院紀要―文学研究科―』第五一輯、二〇二〇年）、⑩同「近世後期大宮氷川神社における相撲興行」（『埼玉地方史』第七九号、二〇二〇年）。⑪高羽陽子「近世前中期における江戸相撲興行と幕府」（『法政史論』第四七号、二〇二〇年）。

（4）酒井忠正『日本相撲史（上巻）』（大日本相撲協会、一九五六年）で、近世後期を中心に、江戸・京都・大坂などで催された興行が総覧されているが、番付表による力士の紹介や勝敗の記録が中心である。近世前期を分析した竹内誠氏の註（1）③前掲論文は貴重な成果である。

（5）浅草寺での相撲興行については、比留間尚氏・竹内誠氏らにより、下記で事例が紹介されている。①浅草寺日並記研究会編『雷門江戸ばなし』（東京美術、一九八六年）、②同編『江戸浅草を語る』（東京美術、一九九〇年）、③竹内誠『江戸を知る　江戸学事始め』（敬文舎、二〇二二年）、④拙稿「文久三年の江戸相撲について」（『相撲博物館紀要』第一七号、二〇一九年）、⑤同「浅草寺における文化一〇年春の大相撲」（『相撲博物館紀要』第一九号、二〇二一年）。

（6）稿本。

（7）『内閣文庫所蔵史籍叢刊第一三巻　祠部職掌類聚』（汲古書院、一九八二年）。

（8）『浅草寺日記　第三巻～第四三巻』（金龍山浅草寺、一九七九年～二〇二三年）。『浅草寺日記』は、寛保二年（一七四二）から現存し、浅草寺の副住職・別当代の記録、別当代を補佐する寺務責任者・役者の記録、出納掛・御納戸の記録、観音堂の役人・堂番の記録の四系統にわけられる。浅草寺での行事や幕府とのかかわり、門前町の実態、火災、見世物興行など、すなわち江戸の社会・政治・経済から文化まで幅広く知ることができる。

（9）相撲博物館蔵、資料番号番〇〇〇〇一・番〇〇〇〇三・番〇〇〇〇四。

（10）出光美術館蔵。菱川師宣の絵本をもとに仕上げた作品と考えられている。詳しくは出光美術館編『「江戸名所図屏風」と都市の華やぎ』（出光美術館、二〇一八年）を参照されたい。

（11）藤田理兵衛著、江戸叢書刊行会編『江戸叢書　巻の三』（江戸叢書刊行会、一九一六年）四六頁。

（12）註（2）前掲書、二～一一頁。

（13）註（3）④前掲論文で、番付表の興行開始日と実際に開始された日を検討した。

（14）浅草寺では享和二年（一八〇二）に将軍世嗣・徳川家慶が子供相撲を上覧している。拙稿「弘化期における江戸相撲の動向」（『相撲博物館紀要』第八号、二〇〇九年）では、弘化二年（一八四五）に浅草寺で催された将軍世嗣・徳川家祥（後の家定）の稽古相撲上覧を紹介した。

（15）竹内誠「中・近世の浅草地域を俯瞰する」（東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編『東京都江戸東京博物館調査報告書第三〇集　浅草地域のあゆみ―江戸の信仰とにぎわい―』東京都・東京都歴史文化財団・東京都江戸東京博物館、二〇一六年所収）。

（16）註（2）前掲書、一一～一七頁。

（17）拙稿「江戸相撲と幕府の御用について　―万延元年の江戸城本丸普請を中心に―」（『相撲博物館紀要』第二一号、二〇二三年）で、将軍の上覧相撲開催時の史料から、近世後期には番付表に記載されない力士が、一三〇～一八〇人程度存在することを指摘した。

（18）拙著『ものと人間の文化史一七九　相撲』（法政大学出版局、二〇一七年）三九～四二頁。

（19）朝倉治彦校注『東洋文庫一五九　東都歳事記二』（平凡社、一九七〇年）二五一頁。

(20)『日記　第一二巻』三八三～三八四頁。
(21) 註（5）前掲⑤。
(22) 註（3）前掲⑪。
(23) 註（2）前掲書、二～一一頁。
(24) 註（6）に同じ。
(25)『日記　四一巻』二三〇～二三一頁。
(26) 註（25）に同じ。
(27) 服部幸雄『平凡社ライブラリー四二　大いなる小屋　江戸歌舞伎の祝祭空間』（平凡社、一九九四年）七三頁。
(28)『日記　第五巻』一三五頁。
(29) 高柳真三・石井良助編『御触書天明集成』（岩波書店、一九三六年）三一八六号、九五三頁。なお註（3）⑪で宝永六年（一七〇九）に江戸相撲は江戸においては幕府から独占的に興行権が与えられていたことが指摘されている。
(30) 註（5）前掲⑤。
(31)『日記　第二九巻』五〇九～五一〇頁。
(32)『日記　第二九巻』五一〇～五一一頁。
(33)『日記　第二九巻』五九三～五九四頁。
(34) 註（33）に同じ。
(35)『日記　第二〇巻』二五二～二五三頁。
(36)『日記　第二〇巻』二六五～二七二頁、三一九～三二二頁。
(37)『日記　第三二巻』二六一～二六二頁。
(38)『日記　第三二巻』二九二頁。
(39) 註（5）前掲④。
(40)『日記　第五巻』一三五頁。
(41)『日記　第五巻』一七六頁。
(42)『日記　第一二巻』二〇一頁。
(43)『日記　第二九巻』二九二～二九四頁、五〇九～五一一頁、『日記　第三一巻』八六～八九頁、一八七～一八九頁、『日記　第三二巻』八九～九一頁、一三一～一三三頁、『日記　第三三巻』一二六～一二八頁。
(44)『日記　第四一巻』四八八～四八九頁。
(45)『新燕石十種　第四巻』（中央公論社、一九八一年）。
(46) 註（5）前掲④。
(47) 註（28）に同じ。
(48)『日記　第二〇巻』三一九～三二二頁。
(49) 柴田光彦新訂増補『曲亭馬琴日記　第三巻』（中央公論新社、二〇〇九年）一一〇頁。
(50) 相撲趣味の会編『大砲から大鵬まで』（万有出版、一九六一年）五四頁。
(51)『日記　第九巻』六〇八～六〇九頁。
(52) 旧幕府引継書「南撰要類集　御祝儀之部　於吹上御庭相撲上覧ニ付取扱一件」国立国会図書館デジタルコレクション、請求記号八一八-四。
(53)『日記　第一七巻』六九三～六九四頁。
(54)『日記　第一三巻』一四八頁。
(55) 松ヶ根幸太夫撰『金剛伝　西の巻』相撲博物館蔵、資料番号歴〇一一八三。
(56) 註（17）に同じ。
(57) 守屋毅『近世芸能興行史の研究』（弘文堂、一九八五年）三七六頁。
(58) 佐藤かつら『歌舞伎の幕末・明治　小芝居の時代』（ぺりかん社、二〇一〇年）。

［付記］

本稿には今日では不適切と思われる表現も含まれるが、江戸時代の文化をテーマにしているため表記したものであり、差別を助長する意図はない。

［表一］浅草地域の相撲興行

	興行期間	興行地	興行の名称	興行日数	参加した相撲年寄・力士など	典拠
①	元禄元年（1688）10月15日～27日	浅草寺馬場	勧進相撲＊	晴天八日	十七勘兵衛（勧進元）、平山庄太夫（差添）	願
②	元禄3年（1690）3月7日～28日	浅草　三谷明神	勧進相撲＊	晴天八日	大木戸数右衛門（勧進元）、中川浅之助（差添）	願
③	元禄4年（1691）3月16日～4月18日	浅草寺中　華蔵院	勧進相撲＊	晴天八日	雷権太夫（勧進元）、大竹市左衛門（差添）	願
④	元禄8年（1695）8月3日～9月1日	第六天神社	勧進相撲＊	晴天八日	尾上六郎左衛門（勧進元）、柳川文左衛門（差添）	願
⑤	元禄10年（1697）8月10日～9月9日	浅草　新鳥越明神	勧進相撲＊	晴天八日	木村喜左衛門（勧進元）、異国三太兵衛（差添）	願
⑥	元禄12年（1699）9月9日～28日	浅草　新鳥越明神	勧進相撲＊	晴天八日	尾上六郎左衛門（勧進元）、大竹市左衛門（差添）	願
⑦	元禄13年（1700）5月5日～23日	御蔵前八幡宮別当　大護院	勧進相撲＊	晴天八日	異国三太兵衛（勧進元）、尾上六郎左衛門（差添）	願
⑧	元禄14年（1701）	浅草堂地	勧進相撲		小車仁左衛門	三
⑨	宝永4年（1707）2月28日～3月7日	浅草三谷町　鳥越明神	勧進相撲＊	晴天八日	出来山岸右衛門（勧進元）、大竹市左衛門（差添）	願・祠
⑩	宝永5年（1708）6月14日～25日	浅草新寺町　大乗寺（浅草新本町六間町　常行寺）	勧進相撲＊	晴天八日	大竹市左衛門（勧進元）、九重（中立）庄之助（差添）	願・祠
⑪	宝永6年（1709）5月5日～26日	御蔵前八幡宮別当　大護院	勧進相撲＊	晴天八日	中川増右衛門（勧進元）、異国三太兵衛（差添）	願
⑫	宝永7年（1710）閏8月21日～9月2日	御蔵前八幡宮別当　大護院	勧進相撲	晴天八日	中立庄之助（勧進元）、異国三太兵衛（差添）	願・祠
⑬	正徳元年（1711）3月17日～4月1日	浅草寺庚申堂	勧進相撲＊	晴天八日	大竹市左衛門（勧進元）、立川七郎兵衛（差添）	願
⑭	正徳元年（1711）4月11日	浅草　津がや善六所	勧進相撲＊	晴天八日		願
⑮	正徳元年（1711）5月6日～23日	御蔵前八幡宮別当　大護院	勧進相撲	晴天八日（日延共）	浦岩袖之助（勧進元）、十七勘兵衛（差添）	願・祠
⑯	正徳元年（1711）9月11日～19日	谷中感応寺門前浅草山川町（砂利場）	勧進相撲	晴天八日	柳川文左衛門（勧進元）、十七勘兵衛（差添）	願・祠
⑰	正徳2年（1712）3月22日～29日	御蔵前八幡宮別当　大護院	勧進相撲	晴天八日	十七勘兵衛（勧進元）、柳川文左衛門（差添）	願・祠

⑱	正徳2年（1712）8月25日～9月27日	谷中感応寺門前浅草山川町（砂利場）	勧進相撲	晴天八日	中立庄之助（勧進元）、松風瀬平（差添）
⑲	正徳3年（1713）4月3日～23日	谷中感応寺門前浅草山川町（砂利場）	勧進相撲＊	晴天八日	中川増右衛門（勧進元）、異国三太兵衛（差添）
⑳	正徳3年（1713）9月22日～10月29日	浅草寺中　泉涼院（泉凌院カ）	勧進相撲＊	晴天八日	柳川文左衛門（勧進元）、立川七郎兵衛（差添）
㉑	正徳5年（1715）6月17日～7月7日	浅草寺中　泉涼院（泉凌院カ）	勧進相撲＊	晴天八日	荒塩仁太夫（勧進元）、十七勘兵衛（差添）
㉒	正徳5年（1715）8月7日～13日	御蔵前八幡宮別当　大護院	勧進相撲	晴天八日△	異国三太兵衛（勧進元）、立川七郎兵衛（差添）
㉓	宝暦3年（1753）7月	浅草寺弁天山下土塀通り	花相撲	晴天八日▲	出来山岸右衛門（勧進元願人） 東叡山門跡・公啓法親王「入御蒙忌」のため不許可
㉔	宝暦3年（1753）8月頃	三島門前	相撲		
㉕	宝暦7年（1757）10月5日～◆	御蔵前八幡宮	勧進角力◎	晴天八日	春日山鹿右衛門（勧進元）、伊勢海五太夫（差添）、 雷権太夫・立川七郎兵衛（世話役）、力士一九九名
㉖	宝暦11年（1761）10月11日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大角力◎	晴天八日	桐山権平（勧進元）、白玉波右衛門（差添）、 雷権太夫・総年寄（世話役）、力士九八名
㉗	宝暦13年（1763）10月10日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大角力◎	晴天八日	伊勢海五太夫（勧進元）、玉垣額之助（差添）、 雷権太夫・錣山喜平次（世話役）、力士一二五名
㉘	明和元年（1764）3月27日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大角力◎	晴天八日	武蔵川初右衛門（勧進元）、入間川五右衛門（差添）、 雷権太夫・錣山喜平次（世話役）、力士一二六名
㉙	明和7年（1770）秋	三社権現裏	角力	▲	松井源水（出願者） 差し支えがあり願い下げ
㉚	安永2年（1773）閏3月27日□	御預被下置候御地面	花相撲	晴天三日	玉垣額之助
㉛	安永5年（1776）正月16日～◆	御蔵前八幡宮別当　大護院	勧進角力◎	晴天八日	追手風喜太郎（勧進元）、藤島甚助（差添）、 雷権太夫・錣山喜平治（世話役）、力士一〇三名
㉜	天明2年（1782）2月11日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大角力◎	晴天一〇日	浜風今右衛門（勧進元）、伊勢海億右衛門（差添）、 錣山喜平治・鳴戸沖右衛門（世話役）、力士一五九名
㉝	天明4年（1784）2月■	浅草田町　御持畑の内	稽古角力	晴天一〇日	玉垣額之助
㉞	天明4年（1784）7月27頃	浅草寺老女弁財天堂下明地	子供稽古角力		
㉟	天明6年（1786）3月27日～◆	御蔵前八幡宮	勧進角力◎	晴天一〇日	玉垣額之助（勧進元）、伊勢海村右衛門（差添）、 鳴戸沖右衛門・白玉由右衛門（世話役）、力士一六一名

⑱	願・祠	勧進相撲	晴天八日	中立庄之助（勧進元）、松風瀬平（差添）	
⑲	願	勧進相撲＊	晴天八日	中川増右衛門（勧進元）、異国三太兵衛（差添）	
⑳	願	勧進相撲＊	晴天八日	柳川文左衛門（勧進元）、立川七郎兵衛（差添）	
㉑	願	勧進相撲＊	晴天八日	荒塩仁太夫（勧進元）、十七勘兵衛（差添）	
㉒	願・祠	勧進相撲	晴天八日△	異国三太兵衛（勧進元）、立川七郎兵衛（差添）	
㉓	浅	花相撲	晴天八日▲	出来山岸右衛門（勧進元願人） 東叡山門跡・公啓法親王「入御蒙忌」のため不許可	
㉔	浅	相撲			
㉕	番	勧進角力◎	晴天八日	春日山鹿右衛門（勧進元）、伊勢海五太夫（差添）、 雷権太夫・立川七郎兵衛（世話役）、力士一九九名	
㉖	番	勧進大角力◎	晴天八日	桐山権平（勧進元）、白玉波右衛門（差添）、 雷権太夫・総年寄（世話役）、力士九八名	
㉗	番	勧進大角力◎	晴天八日	伊勢海五太夫（勧進元）、玉垣額之助（差添）、 雷権太夫・錣山喜平次（世話役）、力士一二五名	
㉘	番	勧進大角力◎	晴天八日	武蔵川初右衛門（勧進元）、入間川五右衛門（差添）、 雷権太夫・錣山喜平次（世話役）、力士一二六名	
㉙	浅	角力	▲	松井源水（出願者） 差し支えがあり願い下げ	
㉚	浅	花相撲	晴天三日	玉垣額之助	
㉛	番・祠	勧進角力◎	晴天八日	追手風喜太郎（勧進元）、藤島甚助（差添）、 雷権太夫・錣山喜平治（世話役）、力士一〇三名	
㉜	番	勧進大角力◎	晴天一〇日	浜風今右衛門（勧進元）、伊勢海億右衛門（差添）、 錣山喜平治・鳴戸沖右衛門（世話役）、力士一五九名	
㉝	浅	稽古角力	晴天一〇日	玉垣額之助	
㉞	浅	子供稽古角力			
㉟	番	勧進角力◎	晴天一〇日	玉垣額之助（勧進元）、伊勢海村右衛門（差添）、 鳴戸沖右衛門・白玉由右衛門（世話役）、力士一六一名	

㊱	天明6年（1786） 11月7日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大角力◎	晴天一〇日	宮城野錦之助（勧進元）、玉垣額之助（差添）、 鳴戸沖右衛門・白玉由右衛門（世話役）、力士一七六名	番
㊲	天明7年（1787） 5月11日～◆	御蔵前八幡宮	勧進角力◎	晴天一〇日▲	追手風喜太郎（勧進元）、玉垣額之助（差添）、 鳴戸沖右衛門・白玉由右衛門（世話役）、力士一八三名 諸国で不作・米価高騰により同年冬に延期	番・日
㊳	天明7年（1787） 11月25日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大角力◎	晴天一〇日	追手風喜太郎（勧進元）、玉垣額之助（差添）、 鳴戸沖右衛門・白玉由右衛門（世話役）、力士一八二名	番
㊴	寛政元年（1789） 3月26日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大角力◎	晴天一〇日	田子浦嘉蔵（勧進元）、藤島甚助（差添）、 鳴戸沖右衛門・玉垣額之助（世話役）、力士一九九名	番
㊵	寛政4年（1792） 11月15日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大角力◎	晴天一〇日 ↓ 三日△	白玉由右衛門（勧進元）、伊勢海村右衛門（差添）、 雷権太夫・立田川清八（世話役）、力士一五六名 雨・雪のため三日間で打ち切り	番・日
㊶	寛政5年（1793） 3月20日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大角力◎	晴天一〇日	白玉由右衛門（勧進元）、伊勢海村右衛門（差添）、 雷権太夫・立田川清八（世話役）、力士一五八名	番
㊷	寛政7年（1795） 11月20日～◆	御蔵前八幡宮別当　大護院	勧進大相撲◎	晴天一〇日	山分万吉（勧進元）、伊勢海村右衛門（差添）、 白玉由右衛門・音羽山峰右衛門（世話役）、力士二一〇名	番
㊸	寛政9年（1797） 3月28日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大相撲◎	晴天一〇日	東関庄助（勧進元）、桐山権平（差添）、 白玉由右衛門・音羽山峰右衛門（世話役）、力士二三七名	番
㊹	寛政12年（1800） 4月21日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大相撲◎	晴天一〇日 ↓ 五日△	粂川平蔵（勧進元）、錦島三太夫（差添）、 雷権太夫・春日山鹿右衛門（世話役）、力士三〇二名	番
㊺	寛政12年（1800） 10月25日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大相撲◎	晴天一〇日	錦島三太夫（勧進元）、山分万吉（差添）、 雷権太夫・春日山鹿右衛門（世話役）、力士二四七名	番
㊻	享和3年（1803） 3月20日～◆ 5月7日～6月10日	御蔵前八幡宮	勧進大相撲◎	晴天一〇日 ↓ 七日△	綴山喜平治（勧進元）、田子ノ浦嘉蔵（差添）、 雷権太夫・待乳山楯之丞（世話役）、力士二四七名 麻疹が流行したため七日間で打ち切り	番・日
㊼	文化2年（1805） 8月5日頃～	浅草聖天町　本龍院 （浅草寺衆徒）	稽古角力	晴天一〇日	雷権太夫	浅
㊽	文化4年（1807） 正月24日～	浅草聖天町　本龍院 （浅草寺衆徒）	稽古角力			浅
㊾	文化4年（1807） 2月15日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大相撲◎	晴天一〇日	山響伝内（勧進元）、花籠平五郎（差添）、 雷権太夫・待乳山楯之丞（世話役）、力士二〇一名	番
㊿	文化8年（1811） 4月5日～	浅草寺老女弁財天堂下明地	稽古角力	晴天一〇日	佐渡ケ嶽沢右衛門	浅
51	文化9年（1812） 春	浅草寺五重塔前	稽古相撲	晴天一〇日▲	風烈の節のため不許可	浅

㊷	文化10年（1813）正月28日～◆2月1日～3月18日	浅草寺五重塔前	勧進大相撲◎	晴天一〇日	柏戸宗五郎（願人）、玉垣額之助（差添）、雷権太夫・待乳山楯之丞（世話役）、力士二一四名	浅・番
㊸	文化10年（1813）5月□	浅草寺仁王門外脇東側（二尊前）	稽古相撲	晴天一〇日		浅
㊹	文化13年（1816）正月15日～		稽古相撲			浅
㊺	文化13年（1816）8月頃	浅草寺仁王門内脇東側	稽古相撲	晴天二〇日（日延共）	出来山岸右衛門（願人）、山分万吉（差添）一〇日間の日延により晴天二〇日興行	浅
㊻	文化14年（1817）3月	浅草寺	角力			浅
㊼	文化14年（1817）7月17日頃～	浅草寺念仏堂下千本桜通り	相撲稽古	晴天一〇日	春日山鹿右衛門、山響勇五郎	浅
㊽	文政元年（1818）2月15日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大相撲◎	晴天一〇日	雷治右衛門（勧進元）、艫綱良助（差添）、錣山喜平治・荒磯与八（世話役）、力士二〇四名	番
㊾	文政元年（1818）6月29日頃～	浅草寺奥山念仏堂脇	稽古角力			浅
㊿	文政元年（1818）7月■		角力			浅
(61)	文政元年（1818）10月25日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大相撲◎	晴天一〇日	佐渡嶽沢右衛門（勧進元）、松ケ根幸太夫（差添）、錣山喜平治・艫綱良助（世話役）、力士二一三名	番
(62)	文政4年（1821）2月21日～◆	御蔵前八幡宮別当　大護院	勧進大相撲◎	晴天一〇日	友綱良助（勧進元）、粂川新右衛門（差添）、錣山喜平治・荒磯与八（世話役）、力士二〇一名	番
(63)	文政8年（1825）正月23日～◆	御蔵前八幡宮	勧進大相撲◎	晴天一〇日	追手風喜太郎（勧進元）、浦風林右衛門（差添）、粂川新右衛門・友綱良助（世話役）、力士二三一名	番
(64)	文政11年（1828）7月16日～8月11日	浅草寺神馬所前	稽古相撲	晴天一〇日	錦島三太夫（願人）、山科長兵衛（差添）	浅
(65)	文政11年（1828）8月14日～	浅草山谷町　福寿院（浅草寺末寺）	稽古相撲	晴天一〇日	相撲年寄門弟	浅
(66)	文政12年（1829）6月6日頃～6月25日	浅草寺境内	稽古相撲			浅
(67)	文政12年（1829）7月20日頃	浅草寺奥山	相撲			浅
(68)	文政12年（1829）7月■	浅草聖天町　本龍院（浅草寺衆徒）	相撲稽古	晴天一〇日		浅

⑥⑨	天保元年（1830）7月■	浅草山谷町　玉姫稲荷社	稽古相撲	晴天一〇日	熊谷弥三郎（稽古元）、錦島三太夫（物代）	浅
⑦⓪	天保3年（1832）2月■	浅草山谷町　福寿院（浅草寺末寺）	稽古相撲	晴天一〇日	粂川新右衛門（稽古元）、熊ケ谷孫三郎（物代）	浅
⑦①	天保6年（1835）6月	浅草聖天町　本龍院（浅草寺衆徒）	稽古相撲	晴天一〇日△	雷権太夫・出来山岸右衛門・三河屋次右衛門（願人）病人が多く途中で願い下げ	浅
⑦②	天保9年（1838）閏4月■	浅草寺神馬所前↓五重塔後	稽古角力	晴天一〇日	錣山喜平次（願人）、久米川新右衛門（差添）	浅
⑦③	天保9年（1838）7月上旬～	浅草聖天町　本龍院（浅草寺衆徒）	相撲稽古	晴天一〇日		浅
⑦④	天保12年（1841）～閏正月30日	浅草寺五重塔脇	稽古相撲	晴天一〇日↓七日△	武蔵川大次郎・真乳山楯之丞（相撲頭取）風邪の力士が多く、雨天続きのため七日間で打ち切り	浅
⑦⑤	弘化元年（1844）7月	浅草寺仁王門外西之宮稲荷脇	角力	晴天一〇日	待乳山楯之丞・玉垣勘三郎	浅
⑦⑥	弘化3年（1846）閏5月～6月	浅草山谷町　福寿院（浅草寺末寺）	稽古相撲	晴天一〇日	湊川由三郎・熊ケ谷弥三郎（稽古元）	浅
⑦⑦	嘉永6年（1853）7月□	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇	稽古相撲	晴天一〇日	廿山要右衛門（願人）、音羽山峰右衛門（差添）	浅
⑦⑧	安政元（1854）正月□	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇	稽古相撲	晴天一〇日	待乳山楯之丞（願人）、立田山清太夫（差添）、待乳山楯之丞・立田山清太夫（稽古元）	浅
⑦⑨	安政元年（1854）5月□	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇	稽古相撲	晴天一〇日	熊ケ谷弥三郎（願人）、谷川円太夫（差添）	浅
⑧⓪	安政2年（1855）春	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇	稽古相撲	晴天一〇日	谷川円太夫（差添）、立田山清太夫（稽古元）	浅
⑧①	安政3年（1856）4月頃	浅草寺奥山念仏堂	相撲	晴天一〇日		浅
⑧②	安政3年（1856）～5月12日	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇	稽古角力	晴天一〇日↓四日△	谷川円太夫（願人）、九重武治右衛門（差添）風邪の力士が多く四日目で打ち切り	浅
⑧③	安政4年（1857）正月■	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇	稽古角力	晴天一〇日	富士島甚助（稽古元）、谷川円太夫（物代）	浅
⑧④	安政4年（1857）閏5月□	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇	稽古角力	晴天一〇日	谷川円太夫（稽古元）、松金幸太夫（差添）	浅
⑧⑤	安政5年（1858）2月	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇	稽古角力	晴天一〇日	谷川円太夫（願人）、間垣伴七（差添）	浅
⑧⑥	安政6年（1858）5月□	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇	稽古相撲	晴天一〇日	谷川円太夫（願人）、錣山喜平次↓千賀浦庄吉（差添）	浅

⑧⑦	万延元年（１８６０）正月□	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇	稽古相撲	晴天一〇日	谷川円太夫（願人）、千賀浦庄吉（差添）	浅	
⑧⑧	万延元年（１８６０）９月□	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇	稽古相撲 ↓角力取怜共の稽古	晴天一〇日	音羽山峰右衛門（願人）、谷川円太夫（差添）	浅	
⑧⑨	文久２年（１８６２）４月□	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇	稽古相撲	晴天一〇日	谷川円太夫（願人）、間垣伴七（差添）	浅	
⑨⓪	文久２年（１８６２）７月	浅草寺仁王門外西宮稲荷社脇 ↓仁王門内脇西側	稽古相撲	晴天一〇日	谷川円太夫、大山谷右衛門	浅	
⑨①	文久３年（１８６３）正月６日～17日	浅草山谷町　福寿院（浅草寺末寺）	稽古相撲	晴天一〇日	楯山藤蔵	浅	
⑨②	文久３年（１８６３）５月頃	浅草寺仁王門内脇西側	稽古相撲	晴天一〇日	谷川円太夫（願人）、松ヶ根幸太夫（差添）	浅	
⑨③	文久３年（１８６３）５月	浅草寺奥山	稽古角力		雲龍久吉、鬼面山谷五郎	藤	
⑨④	文久３年（１８６３）６月□	浅草寺仁王門内脇西側	稽古相撲	晴天一〇日	谷川円太夫（願人）、楯山藤蔵（差添）	浅	
⑨⑤	文久３年（１８６３）～11月29日	浅草山谷町　福寿院（浅草寺末寺）	稽古相撲	晴天一〇日△	楯山藤蔵 回向院で四季興行が始まるため途中で打ち切り	浅	
⑨⑥	元治元年（１８６４）６月頃	浅草寺仁王門内脇西側	稽古相撲	晴天一〇日	谷川円太夫（願人）、熊ケ谷弥三郎（差添）	浅	

◆：番付表による表記、□：開催許可を得た月、■：願書などを提出した月、＊：史料本文には名称の記載がないため、典拠「勧進相撲願控」に依るもの、◎：四季興行、▲：催されなかった興行、△：途中で打ち切りとなった興行

典拠は下記の通り。願：「勧進相撲願控」（稿本）、三：江東区教育委員会生涯学習課編『江東区資料　東都三十三間堂旧記　一』（江東区教育委員会生涯学習部生涯学習課、二〇〇九年）、祠：『内閣文庫所蔵史籍叢刊第一三巻　祠部職掌類聚』（汲古書院、一九八二年）浅：『浅草寺日記　第三巻～第四三巻』（金龍山浅草寺、一九七九年～二〇二三年）、番：江戸相撲の番付表、相撲博物館蔵（資料番号番〇〇〇〇一・番〇〇〇〇三・番〇〇〇〇四）、日：酒井忠正『日本相撲史（上巻）』（大日本相撲協会、一九五六年）、藤：鈴木棠三・小池章太郎編『近世庶民生活史料　藤岡屋日記　第一一巻』（三一書房、一九九二年）。興行地の名称は典拠により異なる場合は統一した。